

## (第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 2月20日
契約業者名	日立造船(株) 東京本社 環境営業統括部
契約業者の住所	品川区南大井6-26-3
工事の名称	R5多摩川二ヶ領宿河原堰洪水吐ゲート設備修繕工事
工事場所	神奈川県川崎市多摩区
工事種別	機械設備工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積状況調査に伴う共通仮設費の増</li> <li>既設シリンドラ塗膜剥離に伴う塗装工の増</li> <li>シリンドラ内径面メッキ施工に伴う製作工の増</li> <li>シリンドラ加工に伴う製作工の増</li> <li>予備ゲート下部戸当たり補修に伴う据付工の増</li> <li>角落しゲート補修塗装に伴う据付工の増</li> <li>監査廊内照明取替に伴う据付工の増</li> <li>クレーン台船乗込構台構造変更に伴う仮設工の増</li> <li>交通誘導員配置に伴う仮設工の増</li> <li>施工合理化調査、施工形態動向調査、諸経費動向調査、施工実態調査、遠隔臨場に伴う技術管理費の増</li> </ul>
工期(自)	令和 6年 5月24日
工期(至)	令和 7年 2月28日
変更前の契約金額	146,300,000円(税込み)
変更金額	+ 20,350,000円(税込み)
変更後の契約金額	166,650,000円(税込み)
変更理由	別紙のとおり

## 変更理由

・土砂堆積により作業エリアまで曳航できず、施工に影響を及ぼす可能性があり、水深や堆積物等の状況を把握するため。

・塗膜に鉛が含まれていたため、鉛中毒予防規則に基づき、適切に除去する必要があるため。

・摩耗によりシリンドラチューブ内径寸法が許容値を超過しており、内径寸法を許容値内に収めるため。

・フランジ面に腐食があり、平面を確保するため。

・新設した多機能弁と既設パイプクランプ台が干渉するため。

・予備ゲート下部戸当り上流側コンクリート部に摩耗が確認されたため。

・角落しゲートに部分的な発錆があるため。

・監査廊の湿度が高く、照明に不具合が発生しているため。

・構台設置予定地に土砂が堆積しており、台船が構台まで接岸できず、クレーンを乗せることが不可能だったため

。

・予備ゲート搬入出、敷鉄板搬入出及び台船搬入出時の安全確保のため。

・敷鉄板及びクレーン乗込構台増加のため。

・施工合理化調査、施工形態動向調査、諸経費動向調査、施工実態調査、遠隔臨場を実施するため。